

大阪府職業能力開発協会
会長 松 本 敏 宏 様

貸与機器使用誓約書

私は貴協会より貸し出された機器(金属プレス金型)については、以下の事項を厳守して使用することをお誓いいたします。

記

1. 金属プレス金型の貸し出しに際しては、別添の「金属プレス作業試験用金型 貸出要領」を遵守すること。
2. 実技試験以外の目的で使用しないこと。また第三者に機器を貸し出すことを禁止する。
3. 自己の過失や故意により貸与機器(金属プレス金型及び部品一式)を破損、紛失等の損害を与えた場合は直ちに当協会に連絡し、双方協議のうえ原状回復のために必要な修理または弁償する。
4. 下記貸与期間が終われば速やかに当協会に返却すること。なお、期間の延長が必要となる場合は事前に当協会に連絡し承認を受けること。
5. 貸出し期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

監理団体名 _____ 印

担当者名 _____

金属プレス作業試験用金型 貸出要領

大阪府職業能力開発協会

- 1 金型及び部品一式（以下「機器」という）の貸出しは、技能検定随時試験金属プレス作業試験（随時2級・随時3級・基礎級）の実施に関するものとし、当該試験以外の目的に使用してはならない。
- 2 貸出しに係る費用は無料とする。
- 3 車両への積み降ろしをはじめとする機器の運搬については、借用者が行うこととする。重量物であるため取り扱いには十分留意すること。また、運搬に係る台車等は借用者が準備すること。
- 4 機器の貸出しを希望する場合は、あらかじめ当協会の随時試験担当者へ連絡のうえ、貸出し期間等の予約申込みを行うこととする。但し、予約の時点で実技試験の日程を確定させておくこと。また、機器の数に限りがあるため早めに予約すること。
- 5 借用者は、貸出日当日に「貸与機器使用誓約書」を当協会へ提出すること。「貸与機器使用誓約書」はあらかじめ当協会ホームページよりダウンロードのうえ、必要事項を記入し提出すること。
- 6 借用者は、当協会に返却するまで機器を適正に管理・保管するものとする。
- 7 貸出期間中に機器が破損、紛失等損害を与えた場合は、速やかに当協会に連絡し、双方協議のうえ、借用者の責任において必要な修理または弁償すること。
- 8 機器を返却する際には、貸出しを受けた状態(原状回復)にすること。
- 9 機器の貸出し・返却場所等

【名 称】大阪府職業能力開発協会

【所在地】〒550-0011

大阪市西区阿波座2-1-1

CAMCO西本町ビル6階

【連絡先】06-6534-7510

【担当課】技能検定第二課

【時 間】平日 9:00~12:15、13:00~17:30

(土日祝、年末年始は休み)